

産業廃棄物焼却施設の使用の停止命令を解除しました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 2 の 7 の規定により、平成 31 年 2 月 5 日付けで施設の改善及び使用の停止を命じていましたが、本日、下記のとおり改善が確認されましたので、使用の停止命令を解除しました。

記

1 施設の概要

- （1）施設の設置者：高木沢企業株式会社
- （2）施設の所在地：十日町市山谷 1403 番 7
- （3）対 象 施 設：廃棄物焼却施設（1 号炉）

2 解除の理由の概要

本日付けで高木沢企業株式会社から、1 号炉バグフィルター内のろ布の全取換え工事を実施し、その後に実施した自主検査により排ガス中のダイオキシン類の濃度が法第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する維持管理の技術上の基準（基準値：10ng-TEQ/m³）に適合していることが確認された旨、報告があったため。

3 改善後の自主検査結果の概要

- （1）試料採取日
平成 31 年 2 月 25 日
- （2）検 査 結 果

検査項目	検査結果	基準値
ダイオキシン類	9.4ng-TEQ/m ³	10ng-TEQ/m ³

※ng-TEQ/m³とは、標準大気 1 立方メートル(m³)中に毒性等量(TEQ)として 1 ng（ナノグラム＝十億分の一グラム）のダイオキシン類があることを示しています。

本件についてのお問い合わせ先
新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部
環境センター長 渡邊
電話：025-772-8154